

# 事業継続計画

社会福祉法人しゃくなげ園

令和6年3月

# 地震・風水害編

## 総則

### 1. 基本方針

#### (1) 目的

本計画は、大規模災害の発生において、入所者等（訪問介護の利用者を含む）・職員及び家族の安全を確保しながら法人の事業を適切に継続・運営することを目的とする。

#### (2) 適用範囲

本計画は、法人の全事業所に対して適用する。

#### (3) 基本方針

当法人は、事業継続対応を行うための基本方針は次のとおりとする。

##### ① 人命の安全（入所者等及び職員等）

入所者等及び職員とその家族および関係者（取引先・来訪者等）の安全確保を最優先する。

##### ② 社会的な供給責任

災害等緊急事態の発生時においても社会的に必要とされる商品の供給を目指す。

##### ③ 法人の経営維持

軽費老人ホーム、有料老人ホーム、訪問介護事業所の入所者等を優先し経営を維持する。

##### ④ 地域等との協調

地域の一員として、地域住民や自治体との協調に努める。

ボランティアの派遣・受け入れ等、また救助品等の配分、供給に努める。

##### ⑤ 二次災害の防止

火災・爆発等二次災害の発生を防止し、地域への被害拡大を防ぐ。

### 2. 推進体制

当法人の事業継続の推進組織は「安全対策委員会」とする。

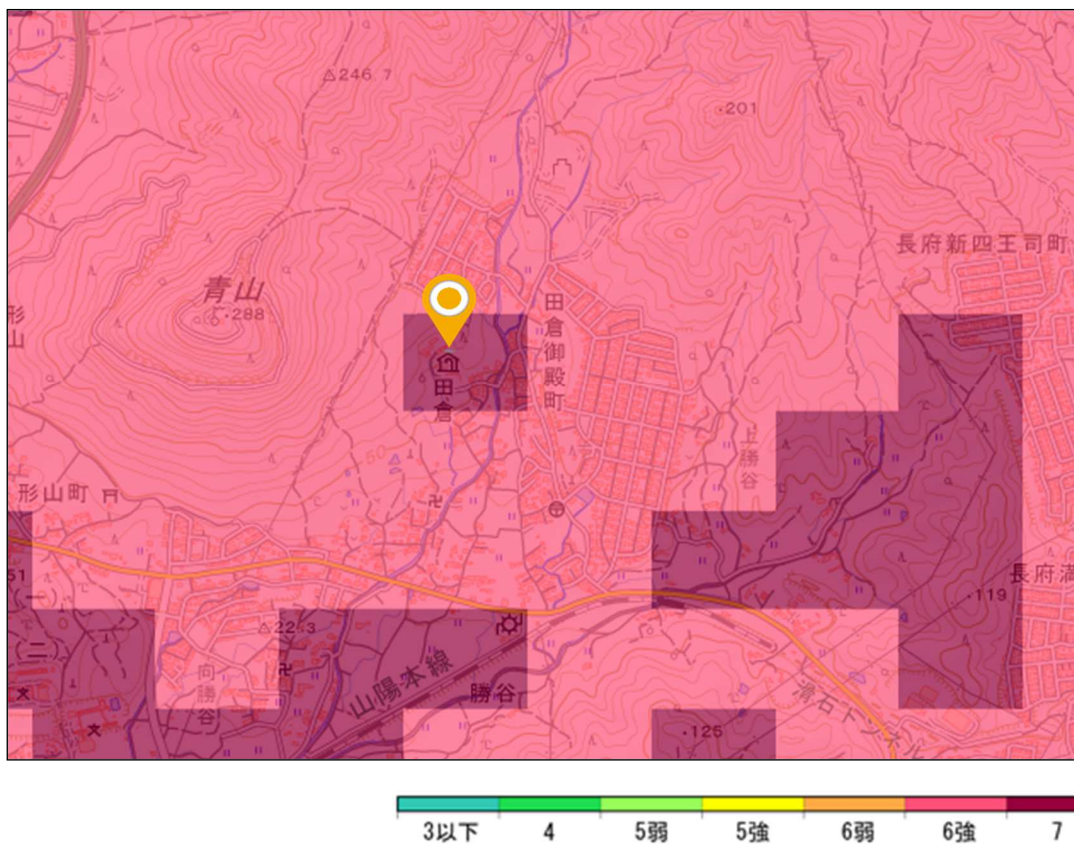
### 3. リスクの把握

#### (1) ハザードマップなどの確認

勝山小学校地区（南部）土砂災害ハザードマップ



菊川断層帯（中部地区）を震源地とする地震が発生した場合の震度分布図



出典：防災科学技術研究所「J-SHIS Map」

(2)被災想定

【自治体公表の被災想定】

①菊川断層による地震 マグニチュード7.0

本市での震度は震度5弱～7になると予想されている

予測被害状況（冬の早朝5時、風速15m/S）								
	全壊家屋数		半壊家屋数		出火件数	死者数	負傷者数	り災者数
	木造	非木造	木造	非木造				
下関市	3,092戸	404戸	10,464戸	945戸	4件	202人	1,600人	46,000人
	計 3,496戸		計 11,409戸					

※下関市地域防災計画より

②ライフラインの被害、復旧予想

区分	被害状況	復旧予想等
上水道	発災直後は、管路被害等により断水する可能性が高い	復旧は4日以内の見込み
下水道	機能しなくなる可能性が高く、水洗トイレの使用が不可になる	復旧は水道復旧後（1週間程度）
電力	発災直後は、断線等により外部からの電力供給が中断する可能性が高い	復旧は4日以内の見込み その間は非常用発電設備の容量限度内で対応
通信	断線の可能性が高い 輻輳による不通も想定される	復旧には10日から2週間程度要する見込み
ガス	被害想定では供給停止は想定されていない	

※下関市業務継続計画より

【自施設で想定される影響】

①菊川断層による地震 マグニチュード7.0

想定される影響

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	停止	→	→	→	復旧	→	→	→	→
E V	停止	→	→	→	点検	復旧	→	→	→
水	備蓄水、受水槽内 給水車要請				復旧	→	→	→	→
ガス	通常利用	→	→	→	→	→	→	→	→
通信	制限有							復旧	→
建物	一部損壊の可能性								
	掃除	→	→	通常利用		→	→	→	→

②大雨、台風による風水害

ライフラインの被害、復旧予想  
地震に準ずる。

4. 優先業務の選定

(1) 優先する事業

優先順位 (復旧順位)	1	2
対象事業	止めてはいけない事業 ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム	外部への影響のある事業 ・ 訪問介護事業

(2) 優先する業務

優先業務	必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
食事の配膳、下膳	2名	2名	2名	
清潔保持	2名	2名	2名	
配薬支援	1名	1名	1名	1名
心のケア	1名	1名	1名	1名
居住スペースの確保	当初 2名			

5. 現状の課題と対策

項目	課題内容	対応の方向性
ライフライン	電気…給排水、給湯、通信機器（一部）、照明、火災受信機等が使えなくなることが想定される。 水道…給水が止まる。（電気の供給があれば、8時間程度は使用可能） 物流…プロパンガス、食材の供給が止まる。 通信…電話、ファックス、メールの使用ができなくなる。	・ 非常用自家発電設備の設置、またはインバーター発電機の購入の検討。 ・ 委託業者に任せる。 ・ 復旧を待つ。
建物・設備	・ 耐震能力が不足している可能性がある。 ・ 電気の供給が止まれば、それに関わるもの全てが停止する。 ・ ガラスの飛散。	・ 耐震診断をする。 ・ 非常用自家発電設備の設置、またはインバーター発電機の購入の検討。 ・ フィルムを貼る。
人員体制	発生時の状況により、職員の人員体制が不十分になり、役割分担ができない。	少人数でどの範囲までの支援が出来るのかを

		明確にしていき、入所者の協力が得られるところがないか検討する。
生活保全	生活必需品が不足してしまう。	職員を含め、利用者の状況に応じた備蓄を行うことが必要。 備蓄物品の種類と数を決めておく。

## 6. 訓練

- ・原則毎年3月に地震想定、6月に風水害想定した訓練を実施する。  
なお、安全対策委員会の判断で、上記の訓練実施月の変更や追加実施を決めることができる。
- ・訓練内容や参加者は、各部署当番制による担当者が定める。
- ・訓練の実施状況は、担当者が記録を取り、保管する。

## 7. 評価と改善

年1回、安全対策委員会でBCPの内容や災害対策の取り組みを総括し、現状を評価するとともに洗い出された課題については、翌年度の取り組みに反映させる。

## 自施設での対応

### 1. 平常時の対応

#### (1) 建物・設備の安全対策

##### ①建物周囲・境界

- ・周辺フェンスの損傷・劣化等がないか点検し必要があれば補修をする。
- ・周辺の排水路でつまりはないか。
- ・外壁の状態点検及び必要な補強をする。
- ・看板等の落下防止、物置や老木等の倒壊危険物の補強・除去等をする。

##### ②建物

- ・屋根の排水の状態点検及び異常個所の補修をする。
- ・亀裂損傷部分があれば補修、または修繕をする。

##### ③機械設備

- ・移動可能な設備は緊急時に移動すべき高所をあらかじめ決めておく。
- ・設備の耐震性の確認をする。
- ・消火器・消火栓の設備場所の確認をする。
- ・什器・備品類の転倒、転落、破損等防止措置はとられているか確認する。

#### (2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	対策
消火設備（スプリンクラー）	自家発電機
情報機器	ラジオ（手回し発電機又は電池）、データ（UPS で約 30 分）
照明設備	非常灯（バッテリー約 30 分）、ランタン（8 個）
冷暖房器具	氷のストック、うちわ、布団等
給湯設備	入浴は中止。
給水設備	受水槽の水（給水ポンプでくみ上げる）
排水設備（トイレ）	ポータブルトイレ、災害用トイレ

#### (3) ガスが止まったときの対策

稼働させるべき設備	対策
調理器具	カセットコンロ（3 台）、BBQ 用のドラム缶、炭

#### (4) 水道が止まった場合の対策

##### ①備蓄品の飲料水

1 階倉庫に備蓄しているペットボトルの飲料水を使用。

20×6 本入り×50 箱=6000（300 本）

##### ②受水槽等からの飲料水及び生活用水の供給

受水槽：8 t×2=16,000ℓ

スプリンクラー用タンク：12,800ℓ

給湯ボイラー：1,050ℓ

電気温水器（3F）：3700

電気温水器（別棟）：5500

(5) 通信（固定回線）が麻痺した場合の対策

当施設で使用可能な通信手段は以下の通り。

携帯電話：事務所 090-7898-1687

公衆電話：2階ロビー 083-256-4324

看護携帯：事務所 080-2900-0778

ヘルパー携帯：別棟2階事務所 080-2900-0777

(6) 電子計算システムが停止した場合の対策

●手書きなどで作業すべき業務を洗い出しリスト化する。

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

緊急時には次のトイレ対策及び汚物対策が必要となることから当該対策について職員、入所者に周知を図る。

①トイレ対策

【入所者】 オムツ・リハビリパンツ着用

初動時・人手不足時などは緊急避難として排泄介助の要・不要に関わらず着用。

交換は定時に集中的に実施。

簡易トイレ・ポータブルトイレ使用

【職員】 簡易トイレ

断水、配管不備、浄化槽の損傷等により、トイレが使用できなくなった場合は、職員は備蓄品の簡易トイレを使用する。設置する場所は、職員トイレとする。

②汚物対策

保管場所候補1：ポリ袋に入れゴミ倉庫へ保管

保管場所候補2：ポリ袋に入れグラウンドの隅へ保管

（倉庫が使用できない場合に、散乱防止策を講じて設置）

(8) 必要品の備蓄

備蓄する必要品は次の表に記載する物品を基準とし、最低3日分を備蓄するように努め、定期的に備蓄品の見直し、消費期限の確認を安全対策委員会で行う。

【飲料・食品】

品名	数量	保存期間	保管場所
主食 ※	900食	5年	1階倉庫
飲料水（20）	300本	5年	1階倉庫
副食（缶詰など） ※	900食	5年	1階倉庫
補助食（栄養食品等）	300食	1年～5年	1階倉庫

※一日分は給食委託業者が準備する。



【衛生用品・日用品】

品名	数量	保存期間	保管場所
ピタッチパンツML (14枚入)	2袋	1～5年	1階倉庫
ピタッチパンツLL (12枚入)	2袋	1～5年	1階倉庫
袋式トイレ	1200回分	10年	1階倉庫
生理用品(12枚入り)	2袋	1～5年	1階倉庫
ウェットティッシュ(50枚入)	16袋	1～5年	1階倉庫
トイレトーパー(6ロール入)	6袋	1～5年	1階倉庫
タオル	20枚		1階倉庫

【医療用備品セット】

品名	数量	保存期間	保管場所
湿布・体温計・ガーゼ 傷用消毒薬・絆創膏 粘着包帯 プラスチック手袋 (Lサイズ)	2セット		1階倉庫
不織布マスク(50枚)	6箱	3年	1階倉庫

【備品】

品名	数量	保管場所	備考
プラスチックグローブ (100枚入)	30箱	1階倉庫	
使い捨てコップ(100個入)	9袋	1階倉庫	
使い捨て容器(おわん型)	900枚	1階倉庫	
サランラップ (50m×30cm)	10本	1階倉庫	
アルミホイル (50m×30cm)	10本	1階倉庫	
割り箸	900本	1階倉庫	
ブルーシート(1.8×1.8m) 大	20枚 4枚	1階倉庫	
レジ袋(50号100枚入)	1袋	1階倉庫	
ポリ袋(450厚手10枚入)	10袋	1階倉庫	
ポリタンク(200)	10個	1階倉庫	運搬用

懐中電灯（らんたん）	12 個	1 階倉庫	トイレ⑦・食堂③・事務所②
ラジオ（手回し充電）	2 台	1 階倉庫	
カセットコンロ（本体）	4 台	1 階倉庫	ソフトライフ③・支援用①
カセットコンロ（ガス）	20 本	1 階倉庫	ソフトライフ⑱・支援用②
乾電池・単 3（10 本）	10 パック	1 階倉庫	
乾電池・単 4（10 本）	10 パック	1 階倉庫	
おんぶ紐、又は介護担架	2 個	1 階倉庫	
段ボール箱（敷用）	適量	1 階倉庫	
寝袋	10 袋	1 階倉庫	
アルミブランケット	100 枚	1 階倉庫	

(9) 資金手当て

火災保険の付保内容

①しゃくなげ園

火災保険の付保内容

保険期間：令和 4 年 12 月 13 日午後 4 時から

令和 7 年 12 月 13 日午後 4 時まで 3 年間

保険金額：466,400 千円（水災 326,480 千円）

付保対象：建物

保険金が支払われる場合：火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災、水災

上記以外不測かつ突発的な事故（水ぬれ、物体衝突等）

保険金が支払われない場合：地震

②ミニ福祉ホーム（別棟）

保険期間：令和 5 年 11 月 18 日から

令和 10 年 11 月 18 日午後 4 時まで 5 年間

保険金額：4,000 万円（地震 2,000 万円）

付保対象：建物

保険金が支払われる場合：火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災、水災

盗難、水濡れ等

保険金が支払われない場合：破損等

手元資金の確保

小口現金で対応する。（最大 20 万円）

## 2. 緊急時の対応

### (1) B C P発動基準

#### 【地震】

本書に定める緊急時体制は、下関市周辺において、震度6弱以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、社会福祉法人しゃくなげ園防災マニュアルに基づき、必要と判断した場合、B C Pを発動し対策本部をB C P対策本部とする。

#### 【風水害】

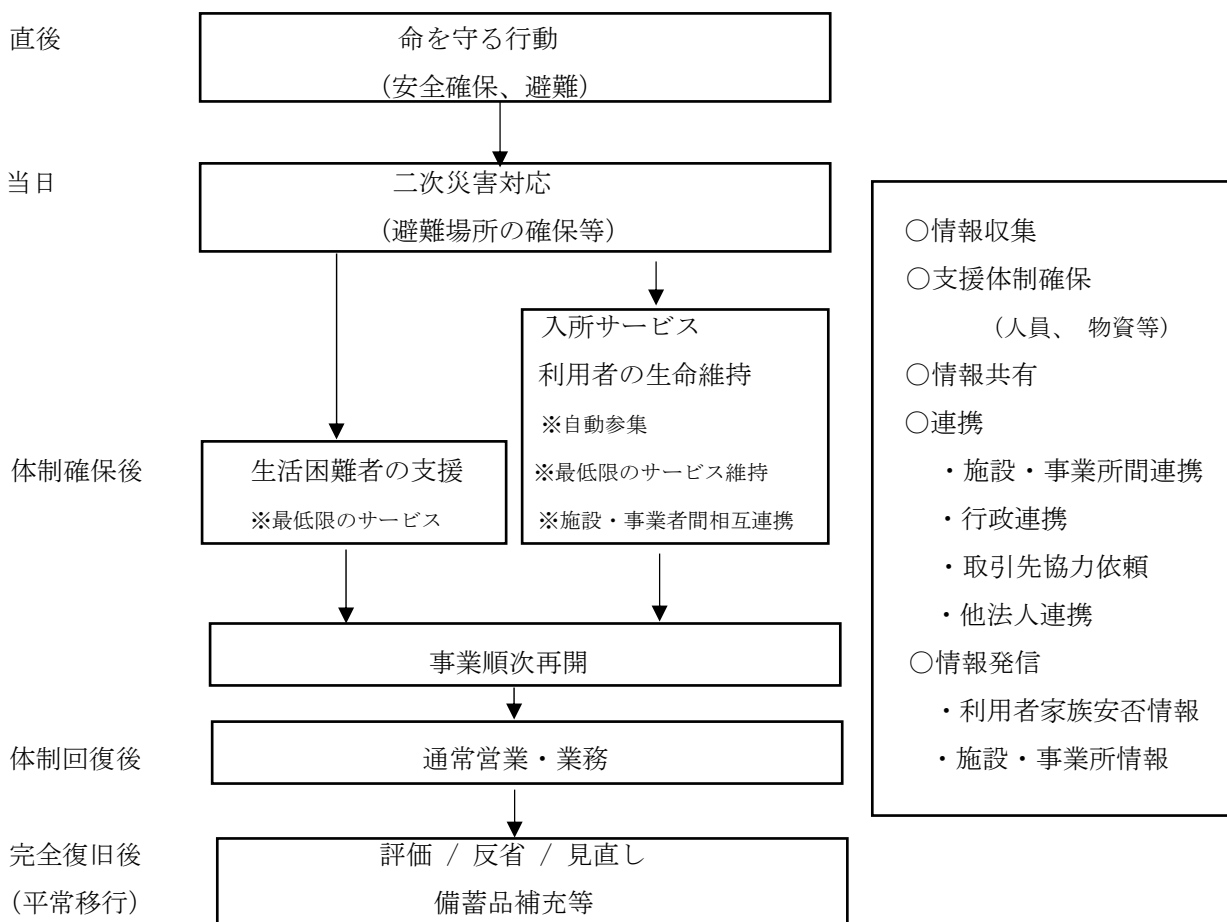
本書に定める緊急時体制は、勝山地区周辺において、警戒レベル5が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、社会福祉法人しゃくなげ園防災マニュアルに基づき、必要と判断した場合、B C Pを発動し対策本部をB C P対策本部とする。

### B C P対策本部責任者

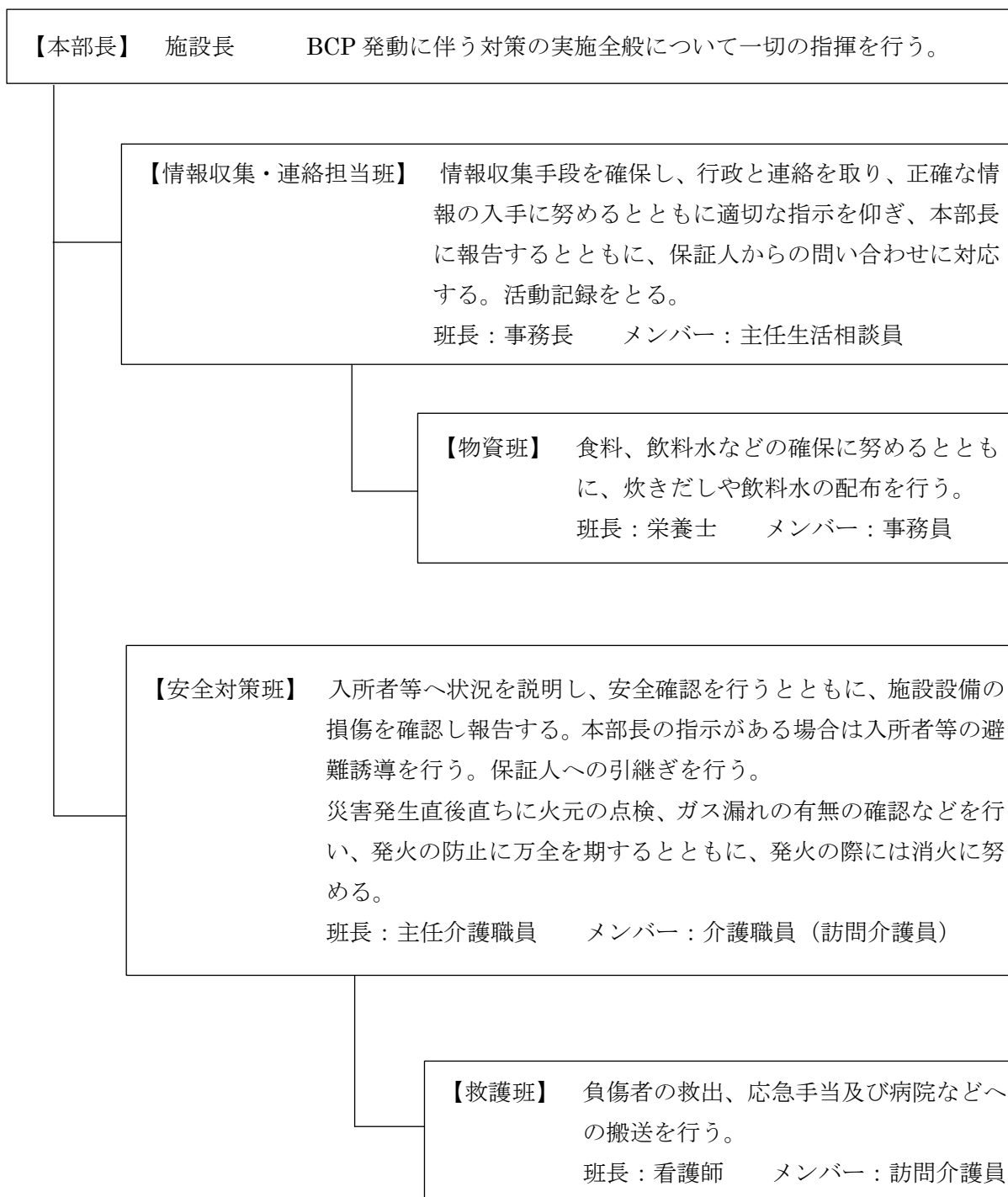
本部長	代替者①	代替者②
施設長	事務長又は管理者	主任である職員であらかじめ施設長が指名

### (2) 災害発生時の行動指針

災害発生時の行動指針は次のとおりとする。



(3) BCP 対策本部体制



(4) 対応拠点

第1 候補場所	第2 候補場所	第3 候補場所
1階 事務所	2階 食堂	ヘルパー事務所

## (5) 安否確認

### ①利用者等の安否確認

#### <安否確認担当>

安全対策班の班長が対策本部での安否確認情報に基づき必要に応じて次のエリアごとにメンバーに指示して本部長に報告する。

1 階エリア（居室、トイレ、ミニ福祉ホーム、風呂場）

2 階エリア（居室、トイレ、食堂、風呂場）

3 階エリア（居室、トイレ、洗濯場、集会所）

4 階エリア（居室、トイレ、散髪室）

ミニ福祉ホーム別棟（居室、トイレ、風呂場）

館外

※入所者等の安否確認は別紙①の入所者等確認シートを利用する。

#### <医療機関への搬送>

搬送する医療機関は長府病院とする。なお、搬送は原則救護班が公用車を使って行う。

### ②職員の安否確認

#### 【施設内】

職員の安否確認は、入所者等の安否確認とあわせて①で班長から指示を受けたメンバーが行い、本部長に報告する。

※施設にいる職員の安否確認は別紙①の入所者等確認シートに記入する。

#### 【自宅等】

自宅等で被災した場合は、①電話、②LINE、③災害用伝言ダイヤルで、施設に情報（自身、家族の状況、出勤可否）を報告する。

※職員の安否確認は別紙②の職員の安否確認シートを利用する。

## (6) 職員の参集基準

### ○自動参集基準

勤務時間外に下関周辺において、震度6弱以上の地震が発生した、または、勝山地区周辺において、警戒レベル5が発生した場合は、すみやかにBCP対策本部に参集する。なお、参集時の移動は、必ず無理せず、安全確保を優先とする。

※本人家族の被災や救援、救助などが必要な場合、移動手段がない場合は参集しなくてもよい。

## (7) 家族への連絡

安否確認の点呼が完了し、施設で安全が確保できた段階で、あらかじめ作成した緊急連絡先一覧表を用いて家族へ連絡する。

(8) 建物内外での避難場所・避難方法

【建物内】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	2階 食堂	3階 集会所
避難方法	自力で避難できない利用者は布製担架もしくはおんぶ紐を利用する。	同左

【建物外】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	グラウンド	勝山公民館
避難方法	自力で避難できない利用者は布製担架もしくはおんぶ紐を利用する。	公用車にて避難。 早急な避難が必要な場合は、職員の通勤車両も活用。

(9) 重要業務の継続

経過目安	日中			
	(発災後6時間)	発災後1日	発災後4日	(発災後7日)
出勤率	30% (4名～5名)	50% (7名～8名)	70% (10名～11名)	90% (13名～14名)
備蓄品在庫量	90%	70%	0%	在庫正常
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	復旧
業務基準	安全と生命を守るための必要最低限	食事、排泄中心。その他は休止若しくは減	復旧の状況により通常に近づける	ほぼ通常通り
給食	必要最低限のメニューの準備	飲用水、栄養補助食品、簡易食品	光熱水復旧の範囲で調理再開	ほぼ復旧の範囲で調理再開
水分補給	飲用水準備 必要な利用者に供給	飲用水準備 必要な利用者に供給	飲用水準備 必要な利用者に供給	飲用水準備 ほぼ通常通り
排泄	簡易トイレの設置	汚物処理と排泄介助の回数を最小限で行う	汚物処理と排泄介助の回数を最小限で行う	ほぼ通常通り

※ 出勤率：通常出勤職員15名に対する発災後の出勤可能職員数の割合をいう。

(10) 職員の管理

①休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
1階応接室、宿直室	1階応接室（2人）
3階鶴室、集会所	1階宿直室（2人）
4階医務室、散髪室	3階鶴室（3人）
別棟の談話室、管理人室	3階集会所（3人～）

②勤務シフト

	リーダー	メンバー
情報収集・連絡担当班	事務長	生活相談員、事務員、栄養士、宿直
安全対策班	主任介護職員	看護師、介護職員、訪問介護員

※参集したメンバーで業務の割り振りをし、休憩、睡眠時間の確保に努める。

(11) 復旧対応

- ・被害の確認に当たっては、別紙③の被害点検シート（居室）及び別紙④の被害点検シート（建物・設備）を活用し速やかに確認する。被害のあった場所は写真を撮り記録する。
- ・各業者の連絡先は別紙⑤の各種業者連絡一覧のとおり。

## 他施設等との連携

### 1. 非常災害時相互応援協定書

平成27年4月29日非常災害相互応援協定書を締結している。

(1) 目的

下関市内に所在する老人福祉施設が被災した場合に、当該被災施設の要請に応じた施設相互の協力による被災施設の応援をするため。

(2) 対象とする災害

火災・地震・風水害等の発生により当該施設のみでは、入所者の処遇の確保や施設の復旧が困難な災害。

(3) 相互応援の内容

被災のため一時的に処遇が困難となった入所者の受け入れ並びに復旧に必要な人的及び物的な応援など総合的な応援援助。

(4) 利用者受け入れ情報の整理

- ・入所者の受け入れ要請
- ・備蓄
- ・職員の受け入れ など

(5) 災害時の連絡先

下関老人福祉施設協議会事務局

(6) 協定締結施設

※省略

## 地域貢献

### 1. 避難所の提供

(1) 開設場所

集会場または空き居室。(利用が出来る場合に限る)

(2) 対象者：近隣住民。

(3) 設 備：集会場および居室設備を利用。

(4) サービス：食事（持参していない時）、毛布類、トイレ

### 2. 災害時の職員の派遣

(1) 災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録を検討。

・職種

・人数            など

※ 別紙は省略する。



# 新型インフルエンザ等感染症編

## 1 基本方針

自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大など、社会に大きく影響を与える事象が多く起こる昨今。そのさまざまな事象に対応し、被害を最小限にとどめ事業を継続していくために、事業継続計画（以下、BCP）を策定するものとする。

計画の立案、実行にあたっては、国、県、地域等の対応計画等と協調するものとし、地域の医療機関、行政機関等と連携して対策を進める。

なお、本計画における新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症に係る呼称は、以下「新型インフルエンザ等感染症」と称する。

新型インフルエンザ等感染症の発生状況によって、必要な対応は異なるため、国や県などからの情報に注意し、適切な対応をとるように努めるものとする。

### (1) 入所者等の安全確保

入所者等（訪問介護の利用者を含む）は一般人に比べ相対的に体力が弱いことに留意して感染症防止に努めるものとする。

### (2) サービスの継続

利用者の健康、身体、生命を守る機能の維持に努めるものとする。

### (3) 職員の安全確保

業務の特性上、職員は一般企業と比べ感染リスクが高いことに留意して感染防止に努めるものとする。

## 2 新型インフルエンザ等感染症の定義

本計画における「新型インフルエンザ等感染症」とは、次のとおりとする。

(1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症

(2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

## 3 新型インフルエンザ等感染症の被害想定

新型インフルエンザ等感染症の症状や感染経路は未確定だが、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推察され、基本的には通常のインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられる。

しかし、新型インフルエンザ等はほとんどの人が免疫を持っておらず、ワクチンもない。そのため、通常のインフルエンザと比べると爆発的に感染が拡大

し、非常に多くの人が罹患して甚大な健康被害が引き起こされると想定される。

本計画における被害想定は次のとおりとする。

<政府想定（重度のケース）>

政府 想定	感染（罹患）者数	3,200 万人	（感染率…人口の 25%）
	医療機関受診者数	2,500 万人	
	入院者数	200 万人	（感染者入院率…6.25%）
	死亡者数	64 万人	（感染者死亡率…2%）
	流行期間	2 ヶ月	（1 回の流行の波に対し）
	感染ピーク時欠勤率	40%	

政府想定 of 参考文献は以下のとおり

- ・「新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成 25 年 6 月)」
- ・「新型インフルエンザ等対策ガイドライン(平成 25 年 6 月)」新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議
- ・「新型インフルエンザ発生時の社会経済状況の想定(一つの例)」(平成 21 年 2 月)

#### 4 新型インフルエンザ等感染症の発生段階

新型インフルエンザ等感染症の対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即座に応じて意思決定を行うことが重要になる。国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」では、次のとおり発生段階が設けられている。

本計画ではその「発生段階」に応じて対応方針を次項以下において定める。

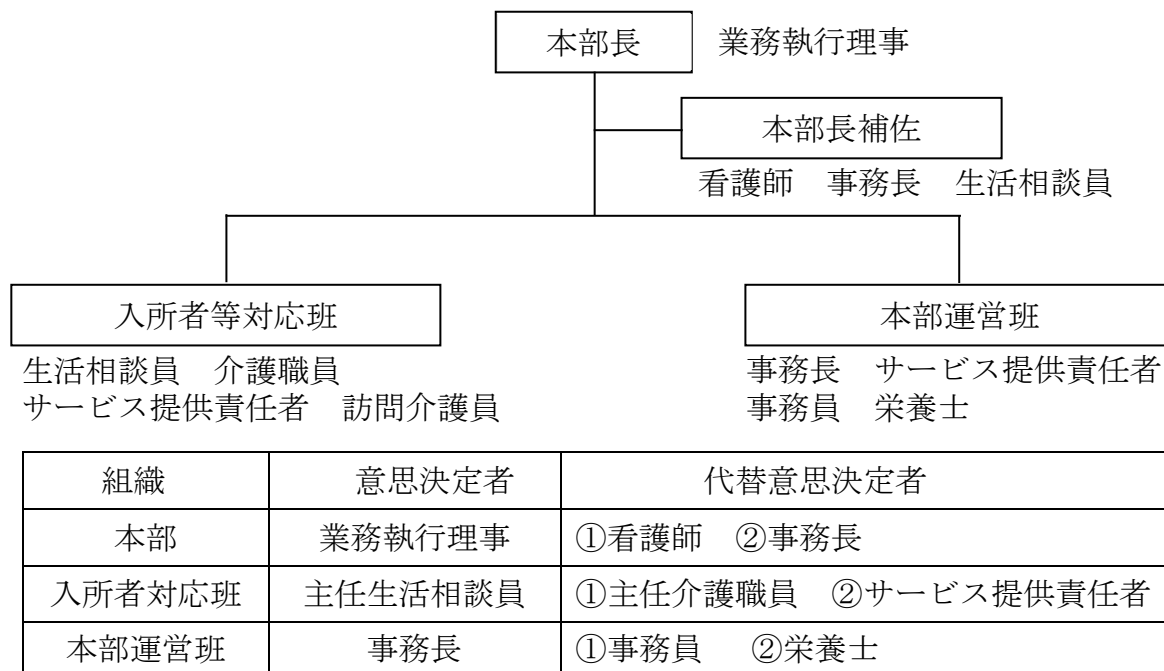
発生段階	状態	
未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(地域未発生期) 下関市内で新型インフルエンザの患者が発生していない状態
		(地域発生早期) 下関市内で新型インフルエンザの感所が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(地域感染期) 下関市内で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザの患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

## 5 危機管理体制の整備

新型インフルエンザ等感染症発生時に備え、体制をあらかじめ定める。

具体的な体制については次のとおりとする。

- (1) 名称は「新型インフルエンザ等感染症対策本部」とする。その構成及び意思決定者、組織は次のとおりとする。



- (2) 組織の役割は次のとおりとする。

- ・ 本部長

施設内の組織における意思決定、施設代表として外部との連携、現場への指示、情報の集約と分析を行う。

- ・ 本部長補佐

主に本部長の補佐、情報の集約と進捗管理、記録等を行う。

- ・ 入所者等対応班

(ア) 感染拡大の防止

- ① 施設の清掃・消毒
- ② 入所者の健康状態及び行動歴の把握
- ③ 委託業者、外出付き添いの家族等の健康状態及び行動歴の把握

(イ) 入所者、家族との連携

- ・ 本部運営班

(ア) 情報収集

- ・ 新型インフルエンザ等感染症の発生状況等に関する情報収集  
(厚生労働省、山口県、下関市)

(イ) 発生時に出勤可能な職員の把握と人員計画

(ウ)感染症に関わる消耗品及び非常食の管理

6 新型インフルエンザ等感染症 地域未発生期以前

新型インフルエンザ等感染症発生に備え、その発生時において取るべき対応を迅速に行なえるよう、次の事項を実施する。

(1) 基本的な感染症対策の徹底

- ・ 入所者、職員は定期的に健康管理を実施し記録する。
- ・ 施設入口に消毒液を置き、施設内に入る時は職員全員が手指の消毒を行う。
- ・ 窓開け、機械換気などで換気を行う。
- ・ 入館者の施設への立ち入りの際は、体温を計測し、発熱や咳などを確認し、記録を残す。

(2) 防護具、消毒液等備蓄品の確保

品名	数量	保管場所	備考
N95 マスク	100 枚	災害倉庫	
フェイスシールド	100 枚	災害倉庫	
ゴーグル	100 個	災害倉庫	
ガウン	500 枚	災害倉庫	
キャップ	500 枚	災害倉庫	
靴カバー	500 組	災害倉庫	
次亜塩素酸ナトリウム液	6 本	災害倉庫	
消毒用アルコール	10 本	災害倉庫	
コットン	5 箱	災害倉庫	
保湿ティッシュ (清拭用)	10 箱	災害倉庫	
食器 (使い捨て)	100 セット	災害倉庫	
パルスオキシメーター	5 個	事務所書庫	
体温計	5 個	事務所書庫	
簡易トイレ	10 個	災害倉庫	
〃 (ビニール袋)	100 枚	災害倉庫	
〃 (凝固剤)	200 個	災害倉庫	

### (3) 研修、訓練実施

種類	概要	主な目的	主な参加者
職場内研修	マニュアルについての学習	感染症発生時に関する危機管理体制の理解	全職員
	具体的な対応方法について話し合い	マニュアル記載内容の理解、自身の危機発生時の行動への落とし込み	全職員
訓練	図上シミュレーション マニュアルに基づき、仮想シナリオに対する対応を協議する	判断力強化、対策本部、各部門における役割の理解、危機に対する想像力強化	全職員
	実施訓練 マニュアルに基づき、必要な行動を実際に実施する。	管理者層による判断力強化、対策本部・各部門における役割の理解、危機に対する想像力強化	全職員
	クロストレーニング 複数の重要業務を担当し、業務運営を理解する。	欠勤者が出た場合に代替要員として機能	全職員

### (4) B C Pの検証・見直し

- ・ B C Pに関連した最新の動向を把握し、B C Pを見直す。
- ・ 教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてB C Pを見直す。
- ・ 訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をB C Pに反映させる。
- ・ 変更が生じた際には、業務執行理事が理事会に報告する。

## 7 新型インフルエンザ等感染症地域発生早期以降

### (1) 新型インフルエンザ等感染症対策本部の設置

4の発生段階の表の地域発生早期以降であって、国内、県内での感染状況を勘案して、業務執行理事が必要と判断したときは新型インフルエンザ等の対策本部を設置する。

### (2) 対策の推進

新型インフルエンザ等感染症対策本部の指揮・統括のもと国が作成した「介護現場における感染対策の手引き」及び後記のチェックリストに基づき対策を推進する。

### (3) 防護具、消毒液等

防護具、消毒液等備蓄品の確保は本部運営班が各業者と調整にあたるものとする。

(4)重要業務の遂行計画

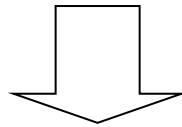
感染状況を勘案し、新型インフルエンザ等感染症対策本部長の判断により、重要業務遂行計画を実施する。

・人員

常勤職員を中心に、効率的な運営ができるような工夫に努めるとともに、介護業務の状況に対応した、継続可能な人員配置を次のとおり行う。

【通常時】

	常 勤	非常勤
施設長	1	0
生活相談員	1	0
介護職員	6	0
看護師	1	0
栄養士	1	0
事務員	3	0
サービス提供責任者	2	0
訪問介護員	2	3
宿直員	0	3
合 計	17	6



【流行ピーク時】

	常 勤	非常勤
合 計	10	4

・行事

行事は、原則として、全て中止する。

・提供サービス

法人で提供するサービスは、保健所の指示及び利用者の状態や協力病院の助言等に基づき、提供する。

業務内容	当施設における業務
通常時と同様に継続すべき業務	食事、服薬、排泄 等
感染予防、感染拡大防止の観点から新たに発生する業務	利用者家族等への各種情報提供、空間的分離のための居室制限、施設内の消毒、感染物の処理、来園者の体温測定、健康チェック、集団接種対応 等
規模、頻度を減らすことが可能な業務	入浴等
休止・延期できる業務	上記以外の業務

【感染予防対応チェックリスト】

< 1 > 施設関係者に感染(疑)者が発生していない時から対応 ※発生後も継続対応

対応項目		対応概要	チェック	
個人対応の依頼		<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者に個人として実施する「感染防止策」の実施を依頼</li> <li>・マスクの着用</li> <li>・手洗い、うがい、手指消毒、咳エチケットの励行</li> <li>・極力人込みを避ける（2mルールの励行）等</li> <li>・検温、体調確認</li> <li>・感染症特有の症状の有無</li> </ul>		
組織として対応	備蓄品配備	・必要な備蓄品を配備		
	施設来所に関するルール	マスク着用	・施設内でのマスク着用	
		手指消毒徹底	・施設立ち入り前、食堂立ち入り前、施設内トイレ使用後に手指消毒	
		不要不急の来園禁止	・不要不急の来園を避けるよう依頼	
		来訪者への施設入口でのチェック	・施設立ち入り前の検温と症状の確認の実施 ・発熱等体調不良者の立ち入りを禁止	
		行政処置による受け入れへの対応	・対象者を一時居室隔離し感染の疑いがないことを確認したうえで正式に受け入れ ・空間分離が困難な場合は、当分の間受け入れを中止	
	その他ルール	検温、体調のチェック	・職員（職員家族）と利用者を対象に、毎日体温と体調のチェックを実施 ・体調不良職員の出勤停止	
		施設内での移動制限（空間的隔離）	・密集、密閉、密接の防止を指導する。 ・施設内での移動制限（空間的隔離）の可能性を、入所者に伝える。 ・面会室の設置	
		状況に応じてワクチン接種	・「特定接種」の活用 ・利用者、職員等にワクチン接種が出来次第実施	
		消毒の徹底	・共用部分の消毒の徹底（手すり、共同トイレ等）	
		実習生、ボランティアの受け入れ休止	・実習生、ボランティアの受け入れを休止	
		行事の休止	・来園者参加行事の休止	
		外出、会議の休止	・利用者、職員等の不要不急の外出を休止 ・外部との不要不急の会議を休止	
業務体制の縮小		・最低限の人数で業務を遂行するようシフトを検討		

【感染予防対応チェックリスト】

< 2 > 施設関係者に感染(疑)者が発生した場合の緊急対応

対応項目		対応概要	チェック
施設内で発症	情報収集・報告	・施設内で感染(疑)者が発生した時の情報収集を実施 ・状況に応じて、自治体、保健所等に報告	
	空間的隔離	・状況に応じて、空間的隔離を実施	
	病院搬送	・個別防護具を装着した者が、状況に応じて感染(疑)者を病院に搬送	
	消毒	・マスク、手袋を装着した者が、状況に応じて感染(疑)者が接触した個所を中心に清掃、消毒を実施	
	濃厚接触者	・家族等が濃厚接触者の場合、該当者の来園を禁止する ・職員等が濃厚接触者になった場合、該当者の出勤を停止する	
	施設状況報告	・利用者、職員等が発症した場合、家族、関係機関に連絡を入れ状況報告	
	情報開示	・感染者が発生した場合、状況に応じて関係者等に情報を開示	
施設外で発症	情報収集	・施設外で発症した感染者の情報収集を実施	
	感染者	・感染者の来園を禁止する	
	消毒	・マスク、手袋を装着した者が、消毒を実施	
	濃厚接触者	・濃厚接触者を特定したうえで、該当者の来園を禁止する	



【業務継続対応チェックリスト】

< 1 > 施設関係者に感染(疑)者が発生した場合の業務対応

対応項目		対応概要	チェック
業務の絞り込み	休止、延期できる業務の縮小、廃止	・ 休止、延期できる業務の縮小、休止を検討、実施	
	規模、頻度を減らすことが可能な業務の縮小、廃止	・ 上記対応後、規模、頻度を減らすことが可能な業務の縮小、休止を検討	
業務手順の変更(省力化等)	通常時と同様に継続すべき業務の業務手順の変更	・ 休止、延期できる業務の縮小、休止後、通常時と同様に継続すべき業務の業務手順の変更を検討する	
ヒトのやりくり	出勤情報の集約管理、欠勤可能性の検討、シフト変更	・ 職員の現在の出勤状況と今後の欠勤可能性を検証	
	地域応援要請	・ 今後、人手不足が発生することが見込まれる段階で、連携する施設等に応援を要請	
その他	備蓄品の確保	・ 業務内容変更によって使用する備品、感染予防対策用品を配備 ・ 感染拡大により、納入困難が予想される物品や納期遅延する可能性が高い物品等の備蓄を確保	
	過重労働、メンタル対応	・ 長時間労働を余儀なくされる状況が一定期間続く中、心の不調者が出ないように配慮する	
	非常時におけるサービス内容の確認	・ 人権を尊重した個別支援をはじめ、良質、快適なサービスが提供できない可能性について、利用者やご家族に理解を求める	